



上限金利引き下げの影響に関する考察

堂下 浩
東京情報大学助教授

上限金利の見直しが検討されようとしている。2000年の法改正では3年後の上限金利の見直しが附則条項に盛り込まれた。これを受けて2003年5月末で3年が経過するため、国会では見直しが審議される予定である。そこで、本稿では2000年に実施された上限金利引き下げの影響を検証するとともに、一部の政党で主張されている上限金利の25%台への引き下げが実施された場合の影響も分析する。

1. 出資法改正を巡る動き

2000年6月に出資法は改正され上限金利が引き下げられた。これは後述する通り、消費者金融市場の実態が反映されないまま、上限金利を40.004%から29.2%に引き下げたものである。その弊害として今日、法定金利をはるかに超える高金利で貸金を行う闇金融事件が多発している。

上限金利の引き下げにより、30%台の金利水準で営業していた中小の消費者金融は事業の縮小・撤退を進め、信用リスクのやや高いサブプライム層と呼ばれる消費者層に必要な資金を合法的な金融機関から調達できなくなった。この結果、合法的な金利水準で約定できなくなった取引が非合法の市場に流れ、サブプライム層を中心に闇金融の被害が増大している。さらに不幸にも景気悪化が追い討ちをかけ需要は過多となり、かつて闇金融市場で一般的な約定金利であった「トイチ（10日で1割。年365%）」では取引が成立しなくなった。現在、約定金利は上昇し「トサン（10日で3割の金利。年1095%）」「トゴウ（10日で5割。年1825%）」「トト（10日で10割。年3650%）」といった法外な金利で取り引きされる状態にまで陥った。

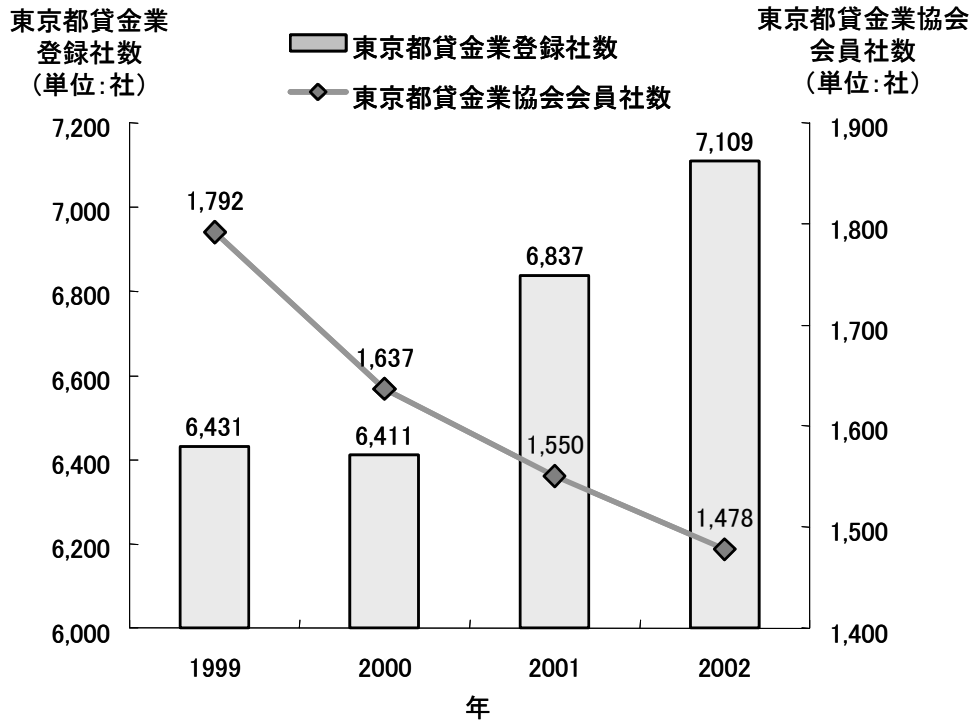
闇金融の増加は統計データからも断片的に知ることができる。その最も顕著な例が東京都の貸金業登録社数である。今日、健全な中小の消費者金融が撤退する中で闇金融を始め

るに当たりわざわざ貸金業登録を受ける業者数が増えている。本来、非合法業者は規制当局に参入意思を知らせる必要はない。ところが、最近の闇金融は東京都の貸金業登録を受けて営業するケースも見られる。登録は簡単な申請書類と4万円程度の手数料などで原則、誰でも取得することができる。一部の闇金融は客を呼び寄せるため登録という行政の「お墨付き」を悪用するケースが目立ってきた。一方で、こうした闇金融は営業実態を精査される貸金業協会には入会しない。したがって、健全な消費者金融の会社数は登録者数でなく協会会員数と連動することとなる。図1は東京都貸金業登録社数と協会会員数の推移を示したものである。この図より協会会員数は減少傾向にあり健全な消費者金融の撤退が読み取れる。反対に、登録社数は出資法の改正された2000年以降増加している。上限金利という規制が強化されたにも拘わらず新規参入が増え、一方で営業実態の精査が求められ同時に個人信用センターへの加入条件である協会員の数は減少している。この逆相関の関係からも上限金利の引き下げが闇金融の跋扈を促した原因であったことは説明される。

ところで、上限金利の引き下げに際して、マスコミでは上限金利の引き下げで「暴利に苦しむ消費者が救われる」という論理が展開される傾向がある。詳しくは後述するが、上限金利の引き下げにより「暴利に苦しむ消費者が救われる」との論理は成り立たず、むしろ上限金利の引き下げが「暴利に苦しむ消費者を増やしている」。上限金利が貸金業の実勢レベルに近付いた状況で、市場原理に基づき約定された取引の一部を上限金利で一方向的に締め出すことにより、その金利水準でしか約定が成立しない消費者（サブプライム層）は資金を求めて非合法的な市場で調達せざるを得なくなる。その結果、「暴利に苦しむ消費者が救われる」という理屈で強化した金利規制が「暴利に苦しむ消費者を増やした」ことになる。この論理展開を更に続け上限金利を引き下げるならば、「暴利に苦しむ消費者を増やす」という負のメカニズムは一層強まっていく。感情論先行で闇金融の増殖を防ぐ方法を求めるべきではない。

また、不幸にも闇金融被害が社会問題化する中で、貸金業自体を否定する風潮を醸し出そうとする動きも見られる。先述の通り、トイチ業者とは10日で1割の金利を要求する一般的な闇金融の総称であったが、東京都貸金業登録を受けた「都(1)」業者を「トイチ」とする報道が見られる。この背景には一部弁護士活動家がマスコミ各社に配布した資料を裏づけ調査なく記事や原稿に引用した結果と考えられる。しかしながら、「都(1)」業者を「トイチ」とする解釈は金融業を蔑視した意図的な曲解である。一般の都(1)業者は健全な業者であり、2002年の資料によればダイナースクラブやメリルリンチ日本証券も都(1)業者であり、「都(1)業者」＝「違法業者」という解釈は正しくない。こうした世論を意図的に誘導する動きは出資法が改正されるタイミングで常に発生してきた。

図1 東京都貸金業登録社数と協会会員社数の推移



資料：消費者金融連絡会「タパルス白書 2002」より筆者作成（引用されたデータの原典は（社）全国貸金業協会連合会の資料）

2. 出資法制定と改正の変遷

もともと貸付けの上限金利を定める出資法は1954（昭和29）年に制定された。戦後の経済混乱期にあった昭和20年代、高利回りの利殖を謳い人々から出資金を募り、そこから得た資金を中小企業に高利で貸し出す闇金融が横行していた。しかしながら、1953（昭和28）年の朝鮮戦争の終結により政府・日銀が金融引締めへ政策を転換したことにより、「保全経済会事件」¹に代表される闇金融の倒産が相次ぎ社会問題化した。そこで、政府は詐欺紛いな利殖商法と闇金融を取り締まるために出資法を制定し、当時の質屋の実勢金利をもとに年109.5%を上限金利と決めた。

その後、国民経済が発展する過程で消費者向けの金融サービスの主役は「対物信用」の質屋から「対人信用」の消費者金融へと移っていった。当初、消費者金融は自営業者による零細な事業者によって営まれていたが、日本経済が高度成長期を迎えるとともに法人形態の消費者金融の専門家が相次いで誕生し成長した。しかしながら、急成長した業界の影で一部業者による過剰融資や取立が問題視され、1983（昭和58）年に出資法は改正され上限金利が109.5%から73%に引き下げられた。以後、経過措置として1987（昭和62）年に年54.75%、1991年に年40.004%まで引き下げられた。

なお、1983年から91年までの上限金利の引き下げは決して無原則に行われた訳ではない。83年の出資法改正の際、大蔵省から提示された40.004%を上限金利とする案（ただし経過措置として、施行後3年間は73%、4年目以降54.72%、その後6年目以降をめぐり本則金利40.004%に移行）を土台に国会では与野党間の調整が行われた。その結果、本則金利40.004%への移行時期について、「法律施行日から5年を経過した日以降において、経済・金融環境や貸金業の実務実施等を勘案して速やかに定めるものとする」附則が設けられた。つまり、86年と91年の上限金利の引き下げは最初の出資法改正で審議された本則金利に移行するための段階的な措置であった。

実際、出資法の定める上限金利と大手消費者金融による貸付上限金利²の推移を示した図2及び表1を見ると、上限金利の引き下げは大手の貸付上限金利を後追いする形で実施され

¹ 「保全経済会事件」とは、戦後の混乱期の1948年、伊藤斗福が東京で設立した保全経済会を巡る詐欺事件である。保全経済会は元本保証を匂わせながら「月5%～7%の配当を約束する」と新聞、雑誌、ラジオで大々的に宣伝し、戦争未亡人や農村の人から零細金を集めて多額の出資金を集めた。大衆から集めた出資金は中小企業に高利で貸し付けたり、株式に投資されたりした。しかし、金融引締め策による景気の後退と1953年の「スターリンショック」による株式相場下落により資金繰りは急速に悪化した。53年10月に保全経済会は突如、休業宣言を出した。日本橋の本社はたちまち出資者に取り囲まれ、警官が交通整理に当たるほどの大混乱を呈した。結局、伊藤理事長は詐欺容疑などで逮捕されたが、当時の会員15万人（被害者の数で豊田商事事件の約5倍）は泣き寝入りを余儀なくされた。
² 大手消費者金融による貸付上限金利は各社が顧客に提示する金利の中で最も高い金利であり、通常、利用者には信用リスクに応じて各社の貸付上限金利よりも低い金利が提示される。

てきたことが分かる。当時、消費者金融業界による情報のネットワーク化・電算化への積極的の取り組みと熾烈な業者間競争により貸出金利は低下傾向にあった。消費者金融の貸出金利が低下してきたトレンドを単純に市中金利との連動性だけでは説明できない（図3）。

消費者金融業界による信用情報の共有化の取り組みは古く、1972（昭和47）年に個人信用情報機関として大阪で設立された（株）レンダーズエクスチェンジに遡る。その後、全国信用情報センター連合会の結成を経てネットワーク化が進んだことにより、信用情報がデータベースにより全国規模で管理・共有化された。統一システムの導入が急速に進んだ背景には、1980年代における情報技術の発達による貢献が大きかった。その結果、加盟する各社は電算化されたスコアリングモデルを使って顧客を機械的に審査することが可能になり、こうした流れを受けて情報システム投資を先行した大手は競う形で貸出金利を下げた。そして、地域に特化していた中小も大手を追いかける形で情報システム投資を実施し、業務の効率化を追及しながら貸出金利を低下させていった。

さらに、与信システムの効率化は無人契約機の普及で一層加速された。アコムが1993（平成5）年に自動契約機（愛称「むじん君」）を業界で始めて導入し、そのビジネスモデルは店舗の大量出店と省人化を促した。この結果、1990年代後半から大手の貸出金利は一層の低下傾向を示し今日に至っている。

また、1990年代に入り大手の消費者金融は株式市場に相次いで公開・上場し³、資本市場から低いコストで資金調達するチャネルを構築した。1999（平成11）年にはノンバンク社債発行法⁴が成立・施行され、消費者金融による資金の調達手段は一層の広がりを見せた。こうした資金調達の多様化は消費者金融の大手を中心に資金調達コストの引き下げに寄与し、顧客に提示する金利を引き下げる効果があった。

以上を見ても、消費者への約定金利は業者間競争を勝ち抜くことを最大のインセンティブとして低下してきた。具体的には、情報技術を駆使した与信システムの省力化・効率化、資本市場を活用した資金調達コストの低廉化といった努力が金利の低下に寄与した。

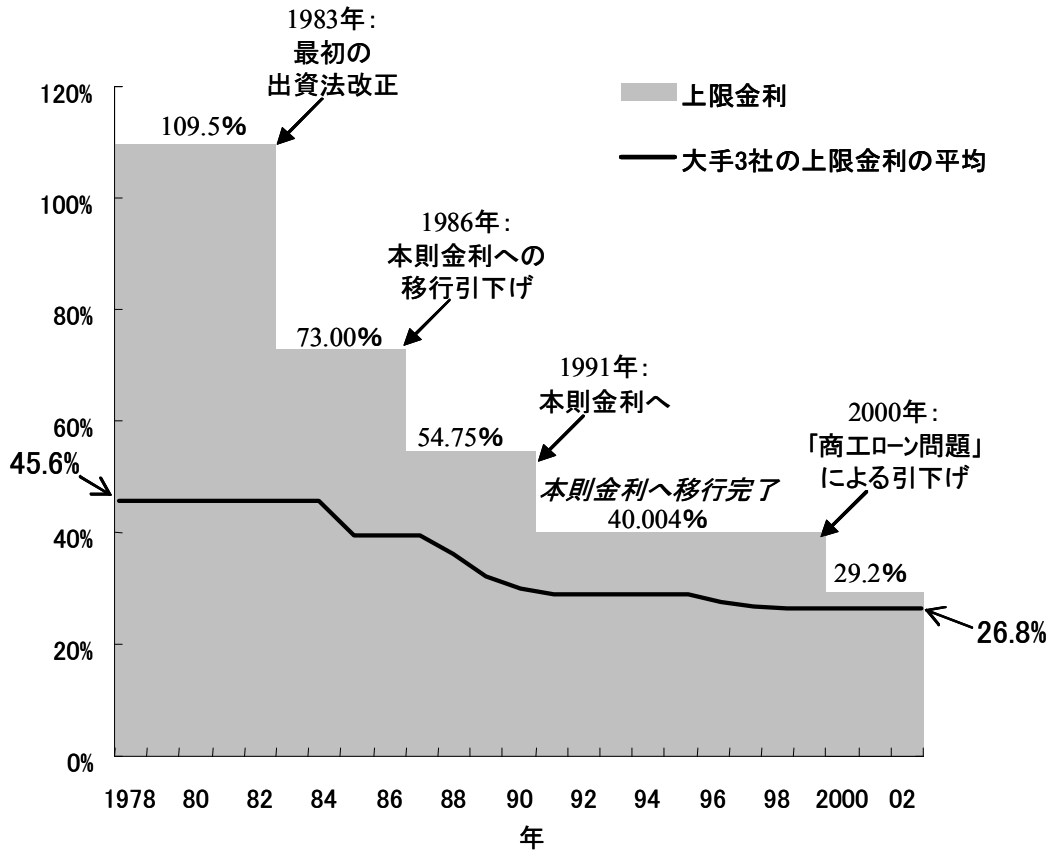
しかし無謀にも、2000年に上限金利は40.004%から29.2%へ一気に規制強化された。この際の上限金利の引き下げは、銀行による中小企業への貸し渋りが進む中、急速に成長した日栄や商工ファンドといった一部商工ローン業者による悪質な取立が社会問題化したためである（いわゆる「商工ローン問題」）。本来は悪質な取立行為や根保証制度の在り方について議論すべきところを、金利と「商工ローン問題」が混同される形で上限金利は引き下げられた。この背景には被害者の姿を感情的に煽り世論を喚起しながらも、商工ローン問題の本質的な解決方法を報道しなかったマスコミ側の姿勢にも問題があった。その結果、「商工ローン問題」とは無関係であった消費者金融の市場にも多大な影響を及ぼした。30%

³ 1993（平成5）年にアコム、プロミス、三洋信販、1996（平成8）年に武富士、1997（平成9）年にアイフルが店頭市場に株式を公開した。その後、各社とも東証一部市場に上場した。

⁴ 法律の正式名称は「金融業者の貸付業務のための社債発行等に関する法律」。

台の金利でサブプライム層の消費者に融資していた中小の消費者金融は市場からの撤退・縮小を余儀なくされた。そして、貸し手を失ったこれら消費者は止むを得ず闇金融に手を染めることとなり、今日、景気の悪化も拍車をかけ被害者数は膨れ上がっている。

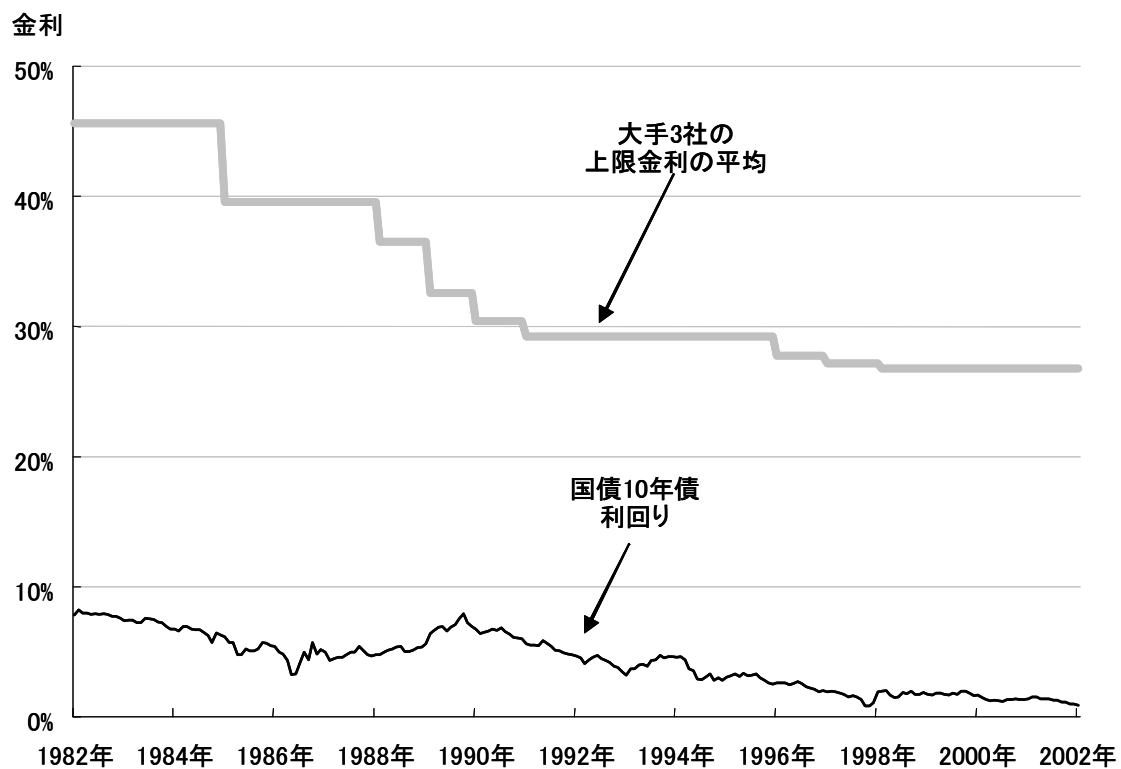
図2 上限金利の推移と消費者金融大手3社の上限金利平均値の推移



注1：大手3社とは武富士、アコム、そしてプロミスである。

資料：各社資料より筆者作成

図3 消費者金融大手3社の上限金利平均値と国債（10年債）利回りの推移



注1：大手3社とは武富士、アコム、そしてプロミスである。

資料：各社資料より筆者作成

表 1 上限金利の推移と消費者金融大手 3 社の上限金利平均値

	上限金利	大手3社の 上限金利の 平均	武富士の 上限金利	アコムの 上限金利	プロミスの 上限金利
1978	109.5%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
89	109.5%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
80	109.5%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
81	109.5%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
82	109.5%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
83	73%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
84	73%	45.625%	41.975%	47.450%	47.450%
85	73%	39.568%	39.785%	39.420%	39.500%
86	73%	39.568%	39.785%	39.420%	39.500%
87	54.75%	39.568%	39.785%	39.420%	39.500%
88	54.75%	36.500%	36.500%	36.500%	36.500%
89	54.75%	32.567%	32.850%	32.850%	32.000%
90	54.75%	30.417%	32.850%	29.200%	29.200%
91	40.004%	29.200%	29.200%	29.200%	29.200%
92	40.004%	29.200%	29.200%	29.200%	29.200%
93	40.004%	29.200%	29.200%	29.200%	29.200%
94	40.004%	29.200%	29.200%	29.200%	29.200%
95	40.004%	29.200%	29.200%	29.200%	29.200%
96	40.004%	27.740%	29.200%	28.470%	25.550%
97	40.004%	27.132%	27.375%	28.470%	25.550%
98	40.004%	26.767%	27.375%	27.375%	25.550%
99	40.004%	26.767%	27.375%	27.375%	25.550%
2000	29.2%	26.767%	27.375%	27.375%	25.550%
1	29.2%	26.767%	27.375%	27.375%	25.550%
2	29.2%	26.767%	27.375%	27.375%	25.550%

注 1 : 大手 3 社とは武富士、アコム、そしてプロミスである。

資料 : 各社資料より筆者作成

3. 2000年出資法改正で顕在化した弊害

ここでは先ず2000年の出資法改正により上限金利が引き下げられた結果、闇金融の被害者が増大したメカニズムを、消費者信用力の分布と消費者金融の利用確率（頻度）の分布を使って解説する。

先ず消費者信用力の分布について説明する。消費者個人の信用力と金利の関係は正規分布に基づくものと想定される。そこで、人口分布を P 、金利水準を x とすると、信用力の分布 P は任意の金利 x に対して正規分布の関数 $p(x)$ で表すことができる。つまり、金利 x_1 が適正な信用力と判別される消費者の割合は $p(x_1)$ で表記できる。図4(a)は信用力と金利の関係($P = p(x)$)を正規分布として概念的に示したものである。平均金利A%近傍に多くの消費者層が存在することが分かる。

次に消費者金融の利用確率（頻度）分布について説明する。消費者は信用力に応じて消費者金融の利用形態も異なるものと考えられる。つまり、信用力の高い消費者は収入が安定しているので、消費者金融の利用確率（頻度）は低い。反対に信用力の低い消費者は収入が不安定であり、そのキャッシュフローを平準化させるために、消費者金融の利用確率（頻度）は必然的に高くなる。したがって、消費者金融の利用確率（頻度）は信用力が高い層では0%に、低い層では100%に近づく。消費者金融の利用確率（頻度）分布 F は任意の金利 x に対して図4(b)に示される関数 $F = f(x)$ で表すことができる（ここでは利用確率（頻度）の分布は信用力の累積分布関数に従うものと仮定）。

以上から、消費者金融の利用者を D とすると、任意の金利 x における消費者金融の利用者 $d(x)$ は、金利 x に該当する信用力をもつ消費者の割合 $p(x)$ に、金利 x における消費者金融の利用確率 $f(x)$ を掛けた値となる。すなわち、 $d(x) = p(x) \times f(x)$ 。したがって、消費者金融の利用者の分布を示すと図4(c)となる。この分布は正規分布に近い形状をしているが、ピーク値は関数 $p(x)$ のピーク値よりも右側（金利レベルの高い方向）に移動している。また、分布 D は正規分布に比べピークの左側（金利レベルの低い方向）の傾きが急峻であるのに対して、右側の傾きは緩やかである。すなわち、消費者金融の利用者は利用者の最も多いピーク値B%よりもやや低い層に比較的多く累積していることが分かる。なお、関数 $d(x)$ においてピーク値B%の近傍に累積するプライム層と呼ばれる消費者が大手の消費者金融を、プライム層よりも金利の高い水準に分布するサブプライム層が中小の消費者金融を利用する。

そこで以下では、上限金利の引き下げが闇金融被害者の増加を招いたメカニズムを説明する。図5は消費者金融の利用者 D と金利 x の関係($D = d(x)$)を示したものである。図中の分布において網掛けされた部分が上限金利規制により締め出される消費者層（すなわち闇金融の利用者層）である。図5(a)によると2000年の出資法改正以前でも上限金利により金融機関が融資できない顧客層が存在していたことが示される。しかしながら、その割合は非常に少なく闇金融の被害者も限定的であったことが分かる。当時、一部の中小企業経営者や自営業者が一時的な資金繰りのためヤミを承知で「トイチ」を利用していた。

伝統的に闇金融における金利の基準が「十日間」で設定されてきたが、これは事業会社の支払期日が一般に各月の10日や20日と十日間隔であることに由来する。

ところが、2000年に上限金利が29.2%に引き下げられたことにより、図5(b)で示されるように網掛け部分の面積が拡大し闇金融利用者の割合が増えた。今日の状況が図5(b)であり、闇金融被害者の裾野が一気に広がった理由を物語る。さらに、上限金利が25%台に引き下げられた場合、闇金融被害者の数を将来的に急増させる可能性を示唆する。つまり、図5(c)が示すように網掛け部分の面積は急拡大する。20%台の金利軸上で上限金利を5%引き下げる影響度は、30%台で5%引き下げるのと比較にならないほど深刻な差がある。

2000年に出資法が引き下げられた結果、神田地区を中心に店舗を構える闇金融の数は急増している(図6)。ただ現在闇金融として特に急増しているのが、摘発逃れのため店舗を設けず携帯電話で融資交渉をする「090金融」や「システム金融」である。こうした業態はバーチャルであるため闇金融の全体像を把握することは年々難しくなっている。しかし、公表されるデータと推計から今日の闇金融市場の規模を窺い知ることは可能である。

まず被害者総数を推計したい。一部弁護士らがインターネット上で公表する闇金融は約6,000社⁵に上る。一方で、闇金融被害者による借入れのきっかけは主に「自宅へのDM」「自宅への電話」「ビラ」といった店舗を介さない手段であることから、実際の闇金融は少なくとも6,000社の2倍程度である約12,000社と仮定される。そして、警察庁「金融事犯検挙数」のデータによると、検挙された闇金融1社当たり約200人の被害人員が存在した。また、これらの被害者の中には複数の闇金融から借りているケースが多い。全金連「闇金融苦情ダイヤル」(2002年10月)の調査によると、闇金融の被害者は一人当たり平均3.0社の闇金融から借り入れている。従って、被害者総数は80万人(=12,000(社)×200(人)÷3.0(社/人))と推計される。

次に被害総額であるが、「金融事犯検挙数」によると被害者一人当たりの被害額は18万円である。ただし、ここで定義される被害額は借入金の元本部分である。当然、闇金融は被害者に法外な金利を要求する。仮に被害者が闇金融の主流となっている「トサン」(10日で3割)の金利で1年間返済したとすると、被害者が闇金融に返済している額は元本の10倍、つまり年間180万円と考えられる。したがって、闇金融の市場規模は控えめに見積もっても約1.4兆円(=80(万人)×180(万円))と推計される。

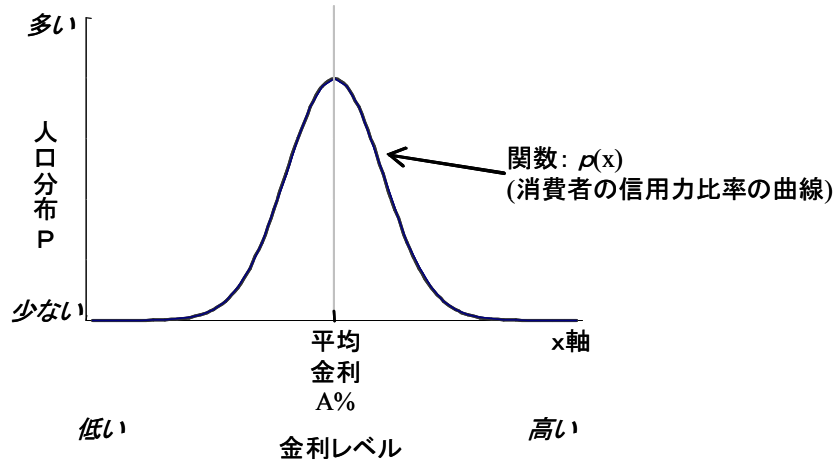
さらに、年1.4兆円という売上高から経費(元本10%と通信費等の販管費10%)を差し引くと、利益は年1.1兆円(=1.4兆円×80%)にもなる。当然、この1.1兆円は税務申告されない裏金である。1.1兆円という金額は、表2に示される通り武富士やアコム等上場される消費者金融大手5社⁶の税引き後利益の合計2,779億円(2002年3月末現在)の4倍となる。今日、これほどの大量な資金が脱税された上で裏社会に還流されていることとなる。

⁵ 闇金融の多くが法人格でないが、ここでは「闇金融」の数の単位として「社」を便宜的に使用する。

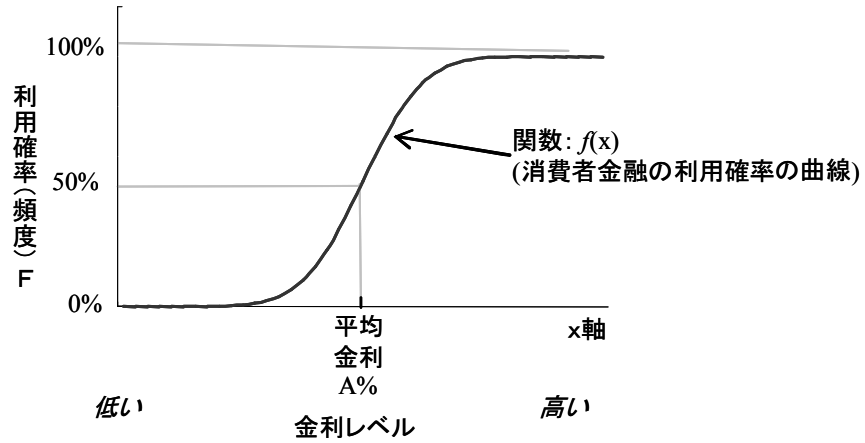
⁶ 大手5社とは、武富士、アコム、プロミス、アイフル、そして三洋信販。

図4 消費者金融の利用者分布の算出方法

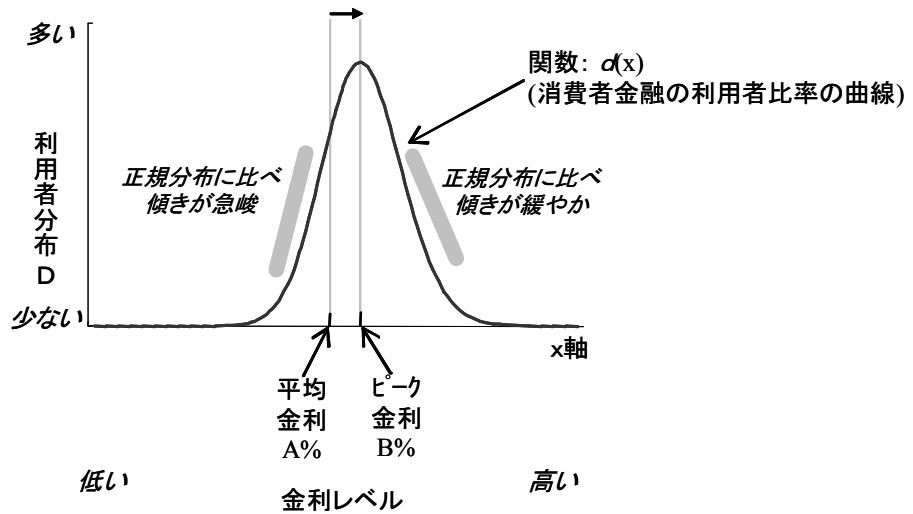
(a) 消費者の信用力分布 (信用力比率の曲線) : $P = p(x)$



(b) 消費者金融の利用確率 (頻度) の曲線 : $F = f(x)$



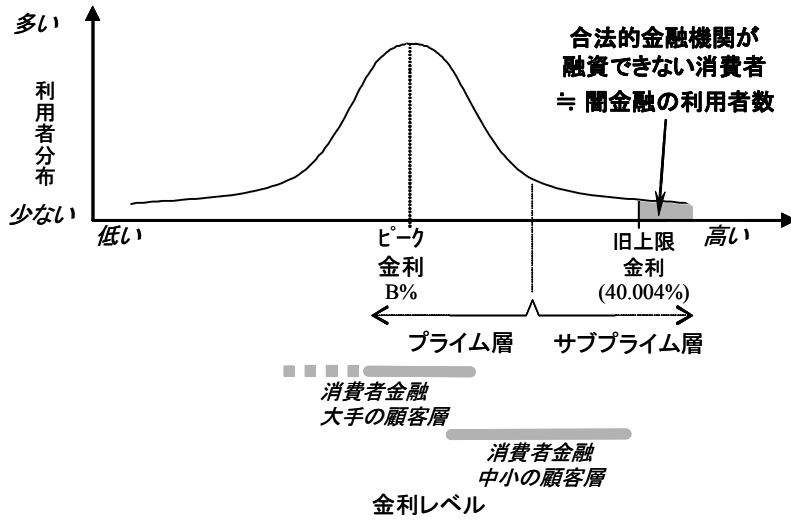
(c) 消費者金融の利用者分布 (利用者比率の曲線) : $D = d(x) (= p(x) \times f(x))$



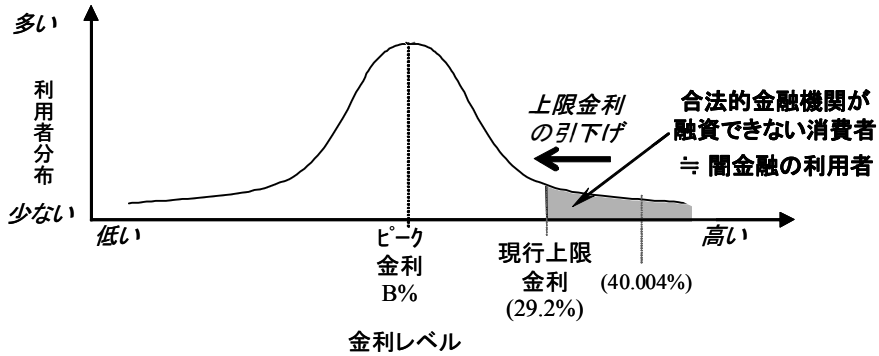
資料 : 筆者作成

図5 上限金利の引き下げと闇金融利用者数増加の関係（概念図）

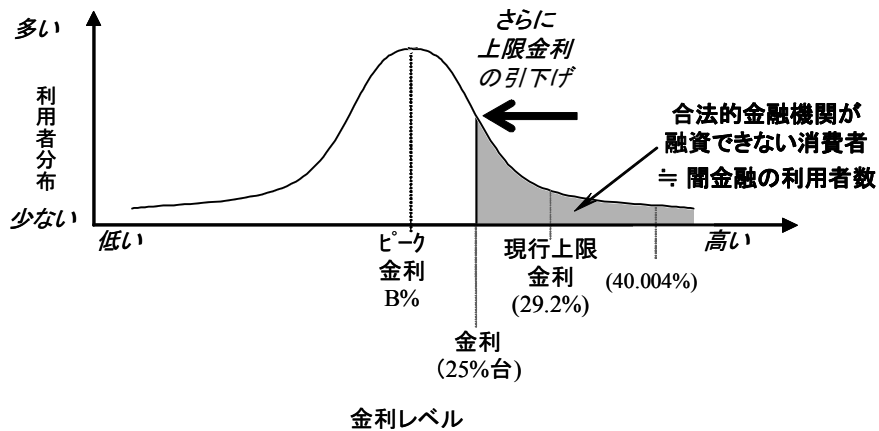
(a) 2000年の出資法改正直前の個人信用力の分布



(b) 現在の個人信用力の分布

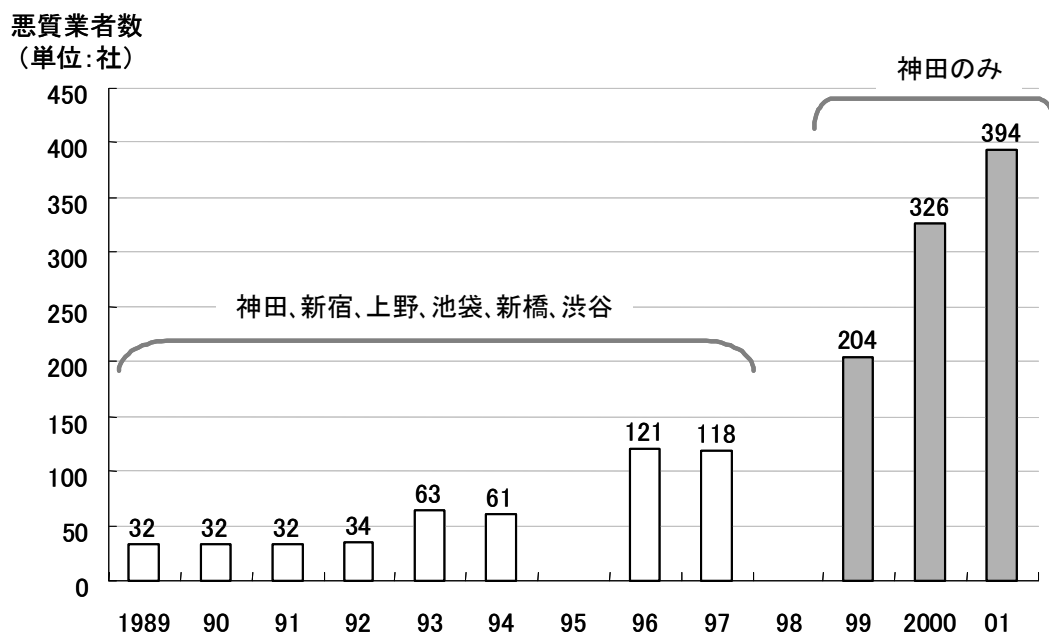


(c) 上限金利が25%台に引き下げられた場合の個人信用力の分布



資料：筆者作成

図6 悪質業者数（闇金融）の推移



注1：1999年の調査は10月に実施、2000年と2001年は9月に実施。

注2：1995年と98年には調査は実施されなかった。

資料：消費者金融連絡会「タパルス白書 2002」より筆者作成（引用されたデータの原典は全国庶民金融協議会の調査）

表2 上場消費者金融会社（単体）の決算概要（2002年3月期）

	武富士	アコム	プロミス	アイフル	三洋信販	合計
貸付残高	1,766,655	1,616,837	1,324,663	1,313,690	330,911	6,352,756
無担保	1,766,655	1,547,850	1,317,203	1,019,292	329,931	5,980,931
事業者向	—	1,043	—	16,726	—	17,769
有担保	—	67,942	7,460	277,671	980	354,053
口座数	2,973,953	3,035,706	2,585,767	2,244,283	727,985	11,567,694
無担保	2,973,953	3,020,908	2,583,161	2,155,235	727,636	11,460,893
事業者向	—	872	—	13,991	—	14,863
有担保	—	13,926	2,606	75,057	349	91,938
口座単価(千円)	601	533	512	585	455	2,686
無担保	601	512	510	472	453	2,548
事業者向	—	1,197	—	3,699	—	4,896
有担保	—	4,879	2,862	1,195	2,808	11,744
営業収益	423,246	400,818	316,246	307,272	80,868	1,528,450
営業費用	211,086	231,857	212,081	196,830	56,830	908,684
営業利益	212,160	168,961	104,164	110,442	24,037	619,764
経常利益	230,271	170,680	105,355	107,515	25,440	639,261
税引前利益	123,846	163,767	106,423	72,653	31,721	498,410
当期利益(税引後利益)	65,088	94,777	61,250	38,349	18,437	277,901

注1：口座単価を除き、金額の単位は百万円。

資料：各社資料より筆者作成

4. まとめ

出資法が 2000 年に改正される以前、大手は 20%台の金利で信用リスクの低いプライム層の顧客へ融資し、中小は 30%台の金利で信用リスクのやや高いサブプライム層の顧客へ融資してきた。30%台という金利は大手に比べ極めて高く、中小は一見すると「暴利を貪っている」かのような印象を受ける。しかし、これは全く間違った見識である。大手はスコアリングモデルを使ってリスク水準を機械的に測ることによりプライム層に与信する。一方、中小は情報センターのデータベースに集積される個人情報に基づき、経験豊富な人材が個々の融資案件の審査に多大な労力を払いサブプライム層に資金を供給してきた。つまり、スコアリングモデルで評価できない定性的な観点で与信を行っている。したがって、プライム層とサブプライム層とではリスク管理の方法に違いがあり、収益構造や市場での位置付けが異なっている点を理解すべきである。中小による市場におけるシェアは小さくとも、その機能は貸金市場において重要な基盤を占める。

ところが、2000 年の出資法改正は中小による貸金市場における機能を破壊した。結果として上限金利引き下げにより中小は苦しい経営状況に追い込まれた。中小が相次いで撤退したことにより当初から懸念されていたが、サブプライム層への貸渋りが顕在化した。サブプライム層への貸渋りは闇金融を利用する顧客の急増を招き、深刻な社会問題を引き起こしている。増殖した闇金融の跋扈は現状の上限金利が市場取引の実態とかけ離れていることを示す。その意味でも、これ以上の上限金利の引き下げは何ら有意義な効果を生み出せないであろう。

もし上限金利が引き下げられた場合、図 5(c)で示した通り、闇金融市場の規模は急拡大するはずだ。現在、警察当局は闇金融の摘発に積極的であるが、1 万社以上という闇金融を摘発することは不可能である。一部では闇金融の跋扈を許した要因を警察による摘発の甘さと論じる向きがある。しかし、警察行政の資源を 1 万社以上の闇金融摘発に投入し効果が上がったとしても、そこで発生する社会コストは広く国民が負担するものとなり、経済的な損失は極めて多大となる。そもそも摘発の効果は一時的なものとなり、その持続性は期待できない。

また、闇金融の提示する金利が上限金利とかけ離れ、上限金利と闇金融増殖に関係がないとする意見があるが、これは市場における金利の決定メカニズムを無視した論理である。例えば、上限金利が 40.004%であった時代に、比較的风险の高い消費者が市場から 35%の金利で資金を調達したとする。そして、上限金利が 29.2%に引き下げられた結果、この消費者は合法的な金融機関から融資を受けることができなくなる。では、闇金融がこの消費者に上限金利を超えた 35%の金利で貸し付けるだろうか？ 非合法の闇金融市場でも当然、市場原理は一定の範囲で有効であり、闇金融は摘発されるリスクを織り込んだ融資行動を取るはずである。つまり、警察に摘発され刑事罰を科される確率を金利に上乘せする。闇金融が上限金利を超えた金利で営業を行った場合、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

の刑事罰が闇金融の犯罪者に科されることから、闇金融は摘発されるリスクをプレミアムとして金利に織り込んで顧客に提示する。すなわち、闇金融はこの消費者に金利 35%をベースに摘発リスク分の金利（数百～1000%）を上乗せして貸し付けることとなる。

すなわち、闇金融が被害者に提示する金利は摘発リスクが上乗せされたものであり、出資法の定める上限金利の延長線上にある。先述したとおり、警察当局は闇金融の摘発に積極的であるが、闇金融の摘発が進むことにより摘発のリスクプレミアムが拡大し、闇金融市場の金利が一層跳ね上がる危険性もなっている。こうした負の連鎖を断ち切るためにも、出資法で定める上限金利は市場での取引の余地を残すために可能な限り高く設置されることが望まれる。

さらに、上限金利が 25%台に引き下げられた場合、利用者だけでなく日本経済にも多大な影響を及ぼす。大手消費者金融は与信審査を一層厳しくすることにより生き残れるが、多くの中小消費者金融は苦しい状況に追い込まれる。しかも事態は消費者金融の業界だけにとどまらない。25%～29%の金利で消費者に融資する業態は他に銀行/流通系カード会社、信販会社、そして主に地方商店街が会員となる中小小売商団体加盟店⁷などがある。

このうち 25%台に上限金利が引き下げられた場合、経営を圧迫する可能性が高いのが信販会社と中小小売商団体加盟店である。大手信販会社は大手銀行グループの大口融資先であるため、その連鎖として貸し手である銀行の資産が一気に悪化する可能性もある。また、地方の信販会社には地方銀行が、中小小売商団体加盟店には地方の信用金庫・信用組合が事業資金を貸し付けていることから、上限金利の引き下げは地方金融機関への信用不安を招き地方経済に破滅的な影響を及ぼしかねない。

今後、上限金利を巡る議論が進むと考えられる。この際、出資法という金融システムの根幹にあるに法改正について、政党間の駆け引きの材料としてではなく経済合理性に基づいて審議すべきである。これ以上の上限金利の引き下げは社会に何ら益を生まない。感情論先行で進められた 2000 年の出資法改正は明らかに失政であった。出資法を巡る歴史的経緯に振り返れば、上限金利は 2000 年 5 月以前の 40.004%に引き上げられるべきである。上限金利の引き下げは消費者を幸福にしない。絶え間ない新規参入と業者間競争の徹底こそが市場に厳しい規律を与える。

⁷ 中小小売商団体加盟店とは、日本専門店会連盟、エヌシー日商連、全国中小企業団体会の加盟店を指す。

参考文献

1. 消費者金融白書委員会（2001年）「消費者金融白書 平成12年度版」，日本消費者金融協会・NIC会
2. 消費者金融白書委員会（2002年）「消費者金融白書 平成13年度版」，日本消費者金融協会・NIC会
3. 堂下浩（2001年11月）「金融ベンチャーによる米国ハイリスク融資市場の開拓」，『世界経済評論』，(社)世界経済研究協会，
4. 坂野友昭（2002年）「消費者金融市場における上限金利規制の影響」，早稲田大学消費者金融サービス研究所ワーキングペーパー(IRCFS02-007)
5. 樋口大輔（2001年）「消費者金融会社の収益・費用構造」，早稲田大学消費者金融サービス研究所ワーキングペーパー(IRCFS01-003)
6. 坂野友昭，堂下浩，田淵悦郎，江澤博通（2001年7月）「金利問題、いま総点検する」，『都金協』，(社)東京都貸金業協会
7. 石井恒男（2002年1月）「29.2%がもたらした現実・・・」，『都金協』，(社)東京都貸金業協会
8. 消費者金融連絡会（2002年）「消費者金融ガイドブック TAPALS白書」，消費者金融連絡会
9. 全国貸金業協会連合会・企画調査委員会（2001年）「平成12年版 貸金業白書」，(社)全国貸金業協会連合会
10. (社)全国貸金業協会連合会（2002年）「上限金利引き下げ後の現況とその分析」